

■専門医制度規則・細則（医師対象）および専門資格制度規則・細則（医師以外の医療従事者対象）：改定前・改定後の対比表

整理番号	改定検討箇所	元の規則文	改定後の規則文
1-1	専門医制度規則細則 第3条 専門医資格の更新 第5項	第5項 前回認定から更新申請時点までの間に、本会が定める下記の研修単位50単位以上を取得している。 【研修単位】 <学会・研修会参加> 一般社団法人日本女性医学学会 学術集会 10単位 一般社団法人日本女性医学学会 学術集会学会指定プログラム 7単位 一般社団法人日本女性医学学会 ワークショップ 5単位 女性のヘルスケア研修会 全プログラム 10単位	第5項 前回認定から更新申請時点までの間に、本会が定める下記の研修単位50単位以上を取得している。 【研修単位】 <学会・研修会参加> 一般社団法人日本女性医学学会 学術集会 10単位 一般社団法人日本女性医学学会 学術集会学会指定プログラム 7単位 一般社団法人日本女性医学学会 ワークショップ 5単位 女性のヘルスケア研修会 修了 10単位 女性のヘルスケア研修会上級編 修了 5単位
1-2	専門医制度規則 第4章 第14条 専門医認定の申請資格 第5項	第5項 本会が定める研修単位30単位以上の取得 【研修単位】 本会学術集会に筆頭演者として参加 15単位 本会学術集会に参加 10単位 女性のヘルスケア研修会 全プログラムに参加 10単位 (1年度分のみ算定可) 本会ワークショップに参加 5単位	第5項 本会が定める研修単位30単位以上の取得 【研修単位】 本会学術集会に筆頭演者として参加 15単位 本会学術集会に参加 10単位 女性のヘルスケア研修会 修了 10単位 (1年度分のみ算定可) 本会ワークショップに参加 5単位
1-3	専門資格制度規則細則 第3条 専門資格の更新 第5項	第5項 前回認定から更新申請時点までの間に、本会が定める下記の研修単位50単位以上を取得している。 【研修単位】 <学会・研修会参加> 一般社団法人日本女性医学学会 学術集会 10単位 一般社団法人日本女性医学学会 学術集会学会指定プログラム 7単位 一般社団法人日本女性医学学会 ワークショップ 5単位 女性のヘルスケア研修会 全プログラム 10単位	第5項 前回認定から更新申請時点までの間に、本会が定める下記の研修単位50単位以上を取得している。 【研修単位】 <学会・研修会参加> 一般社団法人日本女性医学学会 学術集会 10単位 一般社団法人日本女性医学学会 学術集会学会指定プログラム 7単位 一般社団法人日本女性医学学会 ワークショップ 5単位 女性のヘルスケア研修会 修了 10単位 女性のヘルスケア研修会上級編 修了 5単位
1-4	専門資格制度規則 第4章 専門資格申請資格及び申請方法 第14条 申請資格 第4項	第4項 本会が定める研修単位30単位以上の取得 【研修単位】 本会学術集会に筆頭演者として参加 15単位 本会学術集会に参加 10単位 女性のヘルスケア研修会 全プログラムに参加 10単位 本会ワークショップに参加 5単位	第4項 本会が定める研修単位30単位以上の取得 【研修単位】 本会学術集会に筆頭演者として参加 15単位 本会学術集会に参加 10単位 女性のヘルスケア研修会 修了 10単位 (1年度分のみ算定可) 本会ワークショップに参加 5単位
2-1	女性ヘルスケア指導医の認定規定（細則） 第4章 指導医資格の更新 第7条 第4項 業績目録	第4項 業績目録 女性ヘルスケアの臨床に関する学会発表（機構認定の領域講習を含む学会もしくは研究会における発表）または論文発表が、最近5年間に5編以上あること（学会発表だけでも可、共著者でも可）。	第4項 業績目録 女性ヘルスケアの臨床に関する学会発表（機構認定の領域講習を含む学会もしくは研究会における発表）または論文発表（査読のある雑誌に掲載されたもの）が、最近5年間に5編以上あること（学会発表だけでも可、共著者でも可）。
3-1	女性ヘルスケア指導医の認定規定（細則） 第6章 暫定指導医 第11条	指導医制度を運用するにあたり、原則として2015年4月1日時点における全ての日本産科婦人科学会総合型専攻医指導施設の指導責任者、または日本専門医機構の定める産婦人科専門研修プログラム基幹施設・連携施設の指導責任者、または上記第3条の指導医となる資格要件を満たしている女性ヘルスケア専門医を暫定指導医とする。暫定指導医は1施設1名である。暫定指導医は経過措置期間（2025年8月31日まで）に上記第3条の指導医となる資格要件を満たし、申請の上、専門医制度委員会が認定した場合は指導医の資格を得ることができる。特例として、女性ヘルスケア専門医資格を有しない基本領域（産婦人科等）指導医が暫定指導医を3年以上務め、専門医認定の申請資格を定める本規則第4章第14条のうち第4項を除く全項を満たせば、専門医認定試験の受験資格を得ることができる。	指導医制度を運用するにあたり、原則として2015年4月1日時点における全ての日本産科婦人科学会総合型専攻医指導施設の指導責任者、または日本専門医機構の定める産婦人科専門研修プログラム基幹施設・連携施設の指導責任者、または上記第3条の指導医となる資格要件を満たしている女性ヘルスケア専門医を暫定指導医とする。暫定指導医は1施設1名である。暫定指導医は経過措置期間（2026年8月31日まで）に上記第3条の指導医となる資格要件を満たし、申請の上、専門医制度委員会が認定した場合は指導医の資格を得ることができる。特例として、女性ヘルスケア専門医資格を有しない基本領域（産婦人科等）指導医が暫定指導医を3年以上務め、専門医認定の申請資格を定める本規則第4章第14条のうち第4項を除く全項を満たせば、専門医認定試験の受験資格を得ることができる。
3-2	認定研修施設の認定規定（細則） 第2章 認定研修施設の資格 第3条 第1項	第3条 認定研修施設の認定を申請する者は、次項に定める資格条件を全て満たすものとする。 第1項 2015年4月1日の時点で日本産科婦人科学会総合型専攻医指導施設であること、または日本専門医機構の定める産婦人科専門研修プログラム基幹施設・連携施設であること。	第3条 認定研修施設の認定を申請する者は、次項に定める資格条件を全て満たすものとする。 第1項 2015年4月1日の時点で日本産科婦人科学会総合型専攻医指導施設であること、または日本専門医機構の定める産婦人科専門研修プログラム基幹施設・連携施設であること。
3-3	認定研修施設の認定規定（細則） 第3章 認定研修施設の認定 第4条 第1項	第4条 認定研修施設の認定を申請する診療科の長は、認定研修施設申請書と共に次の各号に定める全ての申請書類を本会専門医制度委員会に提出するものとする。 第1項 日本産科婦人科学会総合型専攻医指導施設であること、または産婦人科専門研修プログラム基幹施設・連携施設であることの証明書	第4条 認定研修施設の認定を申請する診療科の長は、認定研修施設申請書と共に次の各号に定める全ての申請書類を本会専門医制度委員会に提出するものとする。 第1項 日本産科婦人科学会総合型専攻医指導施設であること、または産婦人科専門研修プログラム基幹施設・連携施設であることの証明書
3-4	認定研修施設の認定規定（細則） 第4章 認定研修施設の更新 第8条 第1項	第8条 認定期間終了時に、診療科の長は認定研修施設資格更新申請書と共に次の各号に定める全ての書類を本会専門医制度委員会に提出し、認定研修施設更新の審査を受けることができる。 第1項 日本産科婦人科学会総合型専攻医指導施設であること、または産婦人科専門研修プログラム基幹施設・連携施設であることの証明書	第8条 認定期間終了時に、診療科の長は認定研修施設資格更新申請書と共に次の各号に定める全ての書類を本会専門医制度委員会に提出し、認定研修施設更新の審査を受けることができる。 第1項 日本産科婦人科学会総合型専攻医指導施設であること、または産婦人科専門研修プログラム基幹施設・連携施設であることの証明書

整理番号	改定検討箇所	元の規則文	改定後の規則文
4-1	専門資格制度規則 第2条 専門資格制度の意義 第1項	第1項 医療従事者（医師以外）を一般社団法人日本女性医学学会の定めた認定方法で 更年期医療等の女性医学分野の専門家 として認定することで、より充実した女性の生涯にわたるヘルスケアの普及を図る。	第1項 医療従事者（医師以外）を一般社団法人日本女性医学学会の定めた認定方法で 女性医学分野の専門家 として認定することで、より充実した女性の生涯にわたるヘルスケアの普及を図る。
4-2	専門資格制度規則細則 第3条 専門資格の更新 第6項 更新申請	更新の申請は 本会ホームページから取得する申請用紙を用いて、事務局まで郵送する 。なお申請時に以下の書類の提出を求めることがあるので保管しておくこと。更新手続き期間は更新該当年の2月1日から3月31日までとする。 ①学会・研修会出席証明書 ②学会指定プログラム受講証（出席者名を含む） ③本学会または他の学会・研究会などにおいて 更年期医療等女性医学に関連した発表または論文の内容を証明するもの（抄録または論文のコピー等）	更新の申請は 学会の指定する方法で事務局に提出する 。なお申請時に以下の書類の提出を求めることがあるので保管しておくこと。更新手続き期間は更新外当年の2月1日から3月31日までとする。 ①学会・研修会出席証明書 ②学会指定プログラム受講証（出席者名を含む） ③本学会または他の学会・研究会などにおいて 女性医学に関する発表または論文（査読のある雑誌に掲載されたもの）の内容を証明するもの（抄録または論文全文のコピー等）
4-3	専門資格制度規則細則 第3条 専門資格の更新 第7項	第7項 病気・留学などの理由により更新の延期を希望するものは、理由を証明する書類を添えて専門資格審査委員会へ申請する。専門資格制度委員会ならびに理事会の承認が得られた場合、原則1年間の申請延期を認める。再申請延期は同様の手続にて可能とする。更新申請延期後の更新手続きの際には第2項の条件が適応される。	第7項 産休 ・病気・留学などの理由により更新の延期を希望するものは、理由を証明する書類を添えて専門資格制度委員会へ申請する。専門資格制度委員会ならびに理事会の承認が得られた場合、原則1年間の申請延期を認める。再申請延期は同様の手続にて可能とする。更新申請延期後の更新手続きの際には第2項の条件が適応される。 延長期間中は専門資格者として扱い、学会ホームページの専門資格者リストからも削除しない。
4-4	専門資格制度規則細則 第3条 専門資格の更新 第8項	第8項 認定後5年目で第2項の要件を満たせなかった場合、ないしは第4条第1項から第4項までに該当した場合、資格を 喪失 する。ただし、 翌年に限り 、本条第3項を満たし、さらに本条第4項中の学会指定プログラムを6年間で2回受講しかつ、本条第5項中の研修単位の60単位以上の取得により 再申請 を行うことができる。	第8項 認定後5年目で第2項の要件を満たせなかった場合、ないしは第4条第1項から第4項までに該当した場合、資格を 停止 する。ただし、 予め申請したものは翌年に限り 、本条第3項を満たし、さらに本条第4項中の学会指定プログラムを6年間で2回受講しかつ、本条第5項中の研修単位の60単位以上の取得により 更新手続き を行うことができる。
4-5	専門資格制度規則細則 第4条 専門資格取得者の資格喪失	次に該当するものは、 専門資格取得を専門資格制度委員会および理事会の議を経て 、その資格を喪失する。 第1項 資格を辞退したとき 第2項 本会会則の規定に従い、会員としての資格を喪失したとき 第3項 申請書に虚偽が認められたとき 第4項 資格取得者として不適当と認められたとき	次に該当するものは、 専門資格制度委員会および理事会の議を経て 、その資格を喪失する。 第1項 資格を辞退したとき 第2項 本会会則の規定に従い、会員としての資格を喪失したとき 第3項 申請書に虚偽が認められたとき 第4項 資格取得者として不適当と認められたとき 第5項 資格停止期間が1年を超えたとき（ただし、新規申請を妨げない）
4-6	専門資格制度規則細則 附則	本規則細則は2007年11月18日より施行された日本女性医学学会（旧：日本更年期医学会）認定制度より、 専門医制度 に変更した2013年8月26日に施行される。この規則の改定の必要性を認める場合は、 専門医制度委員会 で検討し、理事会の議を経て改定される。	本規則細則は2007年11月18日より施行された日本女性医学学会（旧：日本更年期医学会）認定制度より、 専門資格制度 に変更した2013年8月26日に施行される。この規則の改定の必要性を認める場合は、 専門資格制度委員会 で検討し、理事会の議を経て改定される。